

(証人等調書)

<input checked="" type="checkbox"/> 証 人 <input type="checkbox"/> 本 人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 <input type="checkbox"/> 調 書		裁判所書記官印
(この調書は、第 17 回口頭弁論調書と一体となるものである。)		
事 件 の 表 示	平成15年(ワ)第544号、平成16年(ワ)第9号	
期 日	平成19年 2月 16日 午後 1時 00分	
氏 名	班 目 春 樹	
年 齢	歳	
住 所	茨城県那珂郡	
宣誓その他の状況	<input type="checkbox"/> 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、 <input type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input checked="" type="checkbox"/> 裁判長(官)は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている <input type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 は <input type="checkbox"/> 在廷しない。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>	
陳 述 の 要 領		
<input checked="" type="checkbox"/> 別紙速記録のとおり <input type="checkbox"/> 別紙反訳書のとおり <input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり		
以 上		

- (注) 1 該当する事項の□にレを付する。
2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

速記録 (平成19年2月16日 第17回口頭弁論)

事件番号 平成15年(ワ)第544号

平成16年(ワ)第 9号

証人氏名 班目春樹

被告代理人(浦部)

1 平成18年11月24日に御証言をされた内容の一部について、訂正したい点があるということですね。

はい。

速記録末尾添付班目春樹証人の証人調書訂正部分一覧表を示す

2 証人が訂正したい証言の部分及び訂正の内容は、この一覧表に書いてあるとおりですか。

はい、そのとおりです。

原告代理人(海渡)

3 証人に伺いますが、あなたの御専門というのは、どういうことになるんでしょうか。

この間申し上げましたように、原子力安全工学が専門だと思っております。

4 そうすると、前回、SCCとか疲労、減肉、中性子照射とか耐震設計とか、かなり広範囲の御証言をされているんですけども、厳密に言えば、これらは材料工学とか耐震工学とかいうことでは、若干専門からは外れているという認識でよろしいんでしょうか。

原子力安全工学の一部が、コードリエゾンエンジニアといいますか、いろいろな幅広い分野の専門知識を総合して、それで、例えば、安全規制はどうあるべきかということにおいては、それなりに関連はしております。

5 あなた御自身は、原発の設計の仕事をされたことはないんですね。

原告代理人（青木）

224 先ほど、非常用ディーゼル発電機2台が同時に動かないという事態は想定しないと。

想定しておりません。

225 それは一つの割り切りであると言つていきましたが、割り切りというのは、どういうことでしょうか。

非常用ディーゼルが2台動かなくても、通常運転中だったら何も起きません。ですから非常用ディーゼルが2台同時に壊れて、いろいろな問題が起こるためには、そのほかにもあれも起こる、これも起こる、あれも起こる、これも起こると、仮定の上に何個も重ねて、初めて大事故に至るわけです。だからそういうときに、非常用ディーゼル2個の破断も考えましょう、こう考えましょうと言つていると、設計ができなくなっちゃうんですよ。つまり何でもかんでも、これも可能性ちょっとある、これはちょっと可能性がある、そういうものを全部組み合わせていったら、ものなんて絶対造れません。だからどつかでは割り切るんです。

226 どつかで割り切るということは、ものを造るために、この程度を考慮すれば造ってもいいだろうという感じですね。

そのとおりです。

227 非常用ディーゼル発電機2台が同時に動かないということは、それ自体は、地震が発生したときに、非常用ディーゼル発電機に寄り掛かっている、動かさなくちゃいけないものが止まってしまうということがあり得るわけですから、非常用発電機2台が同時に動かないという事態自体は、大きな問題ではないですか。

非常用ディーゼル発電機2台が動かないという事例が発見された場合には、多分、保安院にも特別委員会ができて、この問題について真剣

に考え出します。事例があったら教えてください。ですからそれが重要な事態だということは認めます。

- 228 重要な事態であれば、非常用発電機2台が同時に止まったときに、ほかに何か、別の重要な事態が加わって、それで事故が発生するというのは、幾つか想定しなくてはいけないことではないんですか。先ほどから証人は、それに加えるのは小さなこと、小さなことを加えなきやいけないから大変だと言って、ここは割り切るとおっしゃっていますけれども、足す別の重大な事象ということが、大きいことがあり得るんだということは、お認めにはならない。

我々、ある意味では非常に謙虚です。こういう事態とこういう事態とこういう事態の重ね合わせくらいは考えたほうがいいかなということについては、聞く耳を持っております。是非こういうことについては考えてほしい、それはなるほど問題視したほうがいいということだったらば、当然、国の方でもそういうことについて審議を始めます。聞く耳を持たないという態度ではないんです。ただ今みたいに抽象的に、あれも起こって、これも起こって、これも起こって、だから地震だったら大変なことになるんだからという、抽象的なことを言われた場合には、お答えのしようがありません。

- 229 制御棒の2本の同時落下を想定していませんというのも、割り切りなんですね。

そのとおりです。

- 230 ただ2本同時落下というのは、結構シビアな事故ですね。

現実問題としては、隣接2本でない限りは何も起こらないだろうとは思うんですが、それはさておき、考えていないことは事実です。

- 231 これを割り切ったのは、どうしてですか。

何回も申し上げているように、これはブレーンストーミングをやるわけです。こんなことだったら起こり得るなというのを、専門家が一生

懸命議論して、その中でこれだけはやっぱり考えておこうというのを、幾つか代表例を選び出していきます。それについてしっかりとやっていきます。今度は、私例えばINESという国際評価尺度、事象評価尺度の委員長もやっていますけれども、いろんなことが起こる度ごとに、これって今のいろんな考え方に対して、どれくらいチャレンジがあるか、どれくらいそれを侵すものかというチェックをずっとやり続けているんです。そんな中で、ブレーンストーミングはやり続けているんです。

232 割り切りで、こちらが言っていたような、こういうことが想定されていませんかということについて、想定していませんというのは、割り切って想定していないということですね。

割り切らなければ設計なんかできません。

(以上 片岡富子)

静岡地方裁判所

裁判所速記官 小林美恵子

裁判所速記官 藤田綾子

裁判所速記官 片岡富子